

随意契約理由書

件名	垂水処理場 東1・2-1生汚泥スクリーン補修
契約の相手方	株式会社日立プラントサービス 関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>今回補修を行う生汚泥スクリーンは、最初沈殿池生汚泥から夾雑物を除去する設備であり、もし、機能不全が発生した場合、処理場の運転に支障をきたすことになる。</p> <p>本補修は、長時間の運転により劣化した生汚泥スクリーン本体主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回補修を行うには、製造会社しか知りえない技術資料及び夾雑物分離設備としての機能を発揮させるための総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。</p> <p>製造会社である(株)日立プラントテクノロジーを吸収合併した(株)日立製作所が水処理機械設備に関する設備・製品の 신설・更新事業、修繕・改造事業、点検・維持管理事業、部品の製造・販売について、上記業者に業務移管しているため、本補修は上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課(垂水処理場)施設係 電話番号 078-752-5017